

第3回士別市農業委員会総会議事録

令和3年8月27日

士別市農業委員会

第3回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月27日（金曜日）
午後 1時30分開会
午後 2時00分閉会

2. 開催場所 本庁舎 議場

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

- | | | |
|------|-------|-----------------------|
| 日程第1 | 報告第1号 | 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について |
| 日程第2 | 報告第2号 | 士別市農業経営改善計画の認定について |
| 日程第3 | 報告第3号 | 土地の現況証明書の交付について |
| 日程第4 | 議案第1号 | 土地の現況証明書の交付について |
| 日程第5 | 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日程第6 | 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第7 | 議案第4号 | 農用地利用集積計画の決定について |

出席委員（27名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 上野浩二君 | 2番 | 湯浅悦子君 |
| 3番 | 山下篤君 | 4番 | 松井薫君 |
| 5番 | 古川昇君 | 6番 | 新田康仁君 |
| 7番 | 森野良次君 | 8番 | 鈴木淳一君 |
| 9番 | 寺崎徳仁君 | 10番 | 中澤弘幸君 |
| 11番 | 工藤修一君 | 12番 | 岡崎京子君 |
| 13番 | 本間一明君 | 14番 | 柳眞由美君 |
| 15番 | 梅津宣保君 | 16番 | 遠藤英俊君 |
| 17番 | 沼舘初男君 | 18番 | 鈴木茂樹君 |
| 19番 | 佐久間弘美君 | 20番 | 渡辺亨君 |
| 21番 | 村上幸博君 | 22番 | 栗本勝君 |
| 23番 | 中山義隆君 | 24番 | 鈴木庄一郎君 |
| 25番 | 小野寺悦子君 | 26番 | 木下一彦君 |
| 27番 | 保科隆志君 | | |

出席説明員（4名）

- | | |
|------|------|
| 事務局長 | 林秀忠君 |
| 主査 | 小林泉君 |

主 事 古 閑 俊 祐 君
事 務 員 佐々木 濤 君

4. 会議の概要

(午後 1時30分 開会)

●議長（保科隆志君）

第3回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は27名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には4番 松井薫委員、5番 古川昇委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

●議長（保科隆志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木濤君） 農業経営基盤強化促進法第21条の規定により、嘱託登記を完了したので報告いたします。

番号1番、権利者、●●●●、義務者、●●●●外3件について、嘱託登記を完了いたしました。以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、本案件中、番号4番について、古川委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第2、報告第2号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木濤君） 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番、●●●● 外1件の再認定、5件の変更認定がありました。

なお、累計は、先月比 増減無しの 461 件 となっております。
以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、本案件中、番号 4 番について佐久間委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第 2 号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第 3、報告第 3 号 土地の現況証明書の交付について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いのあった●●●●について証明書を交付したので報告します。

番号 1 番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、上士別町、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、山林、面積 16,156 m²、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地につきましては、平成 21 年度の農地パトロールにおいて、非農地として判定された土地であります。

以上で説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第 3 号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第 4、議案第 1 号 土地の現況証明書の交付について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いがありましたので、証明書交付の可否についてご審議願います。

番号 1 番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積 208 m²、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地につきましては、平成 4 年車庫を建設し宅地として利用されたおり、今後も農地としての活用は困難な土地であります。

番号 2 番、土地の所有者及び申請者、温根別町 ●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 1 筆、地目、公簿、畑、現況、宅地・雑種地、面積あわせて 1,666 m²、証明の必要理

由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地につきましては、昭和 56 年頃より駐機場及び倉庫を建設し、宅地・雑種地として利用しており、今後も農地としての活用は困難な土地であります。

番号 3 番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、西 3 条北 9 丁目・西 4 条北 9 丁目、地番、●●●●外 1 筆、地目、公簿、田、現況、宅地・雑種地、面積あわせて 7,510 m²、証明の必要理由、所有権移転登記。本申請地、●●●●につきましては、平成 24 年頃より未利用地となっており、●●●●につきましては、平成 16 年に格納庫を建設し、宅地として利用していることと、平成 24 年頃より未利用地にもなっており、今後も農地としての活用は困難な土地であります。

現地確認につきましては、番号 1 番と 2 番は 7 月 27 日に各担当地区農業委員 3 名により実施し、番号 3 番は 8 月 11 日に各担当地区農業委員 4 名により実施をしています。

以上で説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第 5、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号 1 番、転用者、●●●●、所在、武徳町 44 線東、地番●●●●外 1 筆、地目、田・畑、転用面積あわせて 2,600 m²、転用目的と計画、牛舎等の建設のための転用であり、牛舎 1 棟 388.80 m²、ほか合わせまして、合計 2,600 m²の計画となっています。

転用理由については、作業効率の向上を図るため、立地条件から本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。

番号 2 番、転用者、●●●●、所在、多寄町 38 線東、地番●●●●、地目、畑、転用面積 2,654 m²、転用目的と計画、格納庫等の建設のための転用であり、格納庫 1 棟 194.40 m²、ほか合わせまして、合計 2,829.68 m²の計画となっています。

転用理由については、経営の拡大を図るため、作業効率・立地条件から本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。

以上で説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第6、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1番、土地の所有者、●●●●、転用者、●●●●、所在、東4条16丁目、地番●●●●外1筆、地目、田、転用面積あわせて706㎡、一般住宅建設のための転用であり、住宅1棟 88.40㎡、ほか合わせまして、合計706.00㎡の計画となっています。

転用理由については、現在、剣淵町に居住しているが手狭であることと、勤務先が士別市であるため、本申請地を選定し転用するものであり、許可相当と認められます。なお、契約内容は売買となっております。

以上で説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第7、議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあ

った、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町登和里、地番、●●●●外2筆、地目、田、面積13,809㎡、賃貸料、反当り、田5,359円で74,000円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

以上で説明を終わります。

- 議長（保科隆志君） 質疑に入ります。なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、本案件中、番号1番について、上野委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

-
- 議長（保科隆志君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第3回総会は、これもちまして閉会いたします。

（午後2時00分 閉会）